

埼玉県市町村総合事務組合公報
第3号

発行
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇
条 例

- 市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 1頁

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 吉田 信 解

組合条例第2号

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年組合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第9条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。